

平成 30 年 3 月 30 日

建設工事業者 各位

八戸市財政部契約検査課

平成 30 年 4 月 1 日以降適用の労務単価等の運用に係る特例措置について

標記の件について、国土交通省の特例措置通知等に基づき、本市においても下記のとおり取扱うこととしましたのでお知らせします。

記

1. 措置の内容

平成 30 年 4 月 1 日以降適用の労務単価及び技術者単価（以下「新労務単価等」という。）の決定に伴い、2. に定める工事の受注者は、「工事請負契約約款」第 53 条の定めに基づき、平成 29 年度労務単価及び技術者単価（以下「旧労務単価等」という。）に基づく契約を新労務単価等に基づく契約に変更するための請負金額の変更の協議を請求することができる。

2. 対象となる工事

平成 30 年 3 月 1 日以降に契約を行った工事のうち、旧労務単価等を適用して積算しているもの。

3. 請負金額の変更

変更後の請負金額については、次の方式により算出する。

変更後の請負金額＝新労務単価等により積算された請負工事対応額×当初契約の落札率

4. 請求期限

本通知に基づく請負金額変更の受注者からの協議の請求期限は、対応の通知のあった日から 14 日以内とする。

※「対応の通知のあった日」とは、監督員から対象受注者へ通知した日とする。

5. その他

平成 30 年 2 月 28 日以前に契約を行った工事については、市HPの「賃金等の変動に対する工事請負契約約款第 25 条第 6 項の運用について」をご覧ください。

なお、上記により請負金額が変更された場合は、元請企業と下請企業の間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引上げ等について、適切に対応してください。

問合せ先

財政部契約検査課 工事契約グループ

電話 0178-43-2111（内線 3456・3455）